

<p>事業名称：フリースクール事業による不登校の子供への相談・通学指導を通じた自立支援</p>
<p>事業概要：様々な課題を抱え、既存の学校の枠に入りきらない子供に対し、他者と関わりが持てる「場」を提供することで、不登校や引きこもりなどの社会的孤立を防ぎ、将来の自立を支援。</p>

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	大阪府池田市	
社会的課題及びその背景	不登校を経験した子供たちは将来、非就業、非就学状態に陥る確率が高い。このため、様々な課題を抱え、既存の学校の枠に入りきらない子供に対し、他者と関わりが持てる「場」や柔軟性のある教育プログラム及びケアを提供することで将来的な自立を支援することが課題となっている。加えて、教育、医療、生涯年収、社会的サービスの観点から、不登校が継続した際に発生し得る社会的コストを抑制することも課題となっている。	
目指す成果	不登校や引きこもりなどの社会的孤立を防ぎ、将来の自立を支援することを目的とする。	
サービス対象者	サービス提供者が運営するフリースクール「スマイルファクトリー」に在籍し、池田市に在住する小・中学生	
事業関係者	委託者	厚生労働省
	受託者	特定非営利活動法人ソーシャルバリュージャパン
	サービス提供者	特定非営利活動法人トイボックス
	資金提供者	一般財団法人村上財団（第1期のみ）
	第三者評価機関	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会
	中間支援組織	特定非営利活動法人ソーシャルバリュージャパン
サービス内容	<p>本事業では、様々な課題を抱え、既存の学校の枠に入りきらない子供に対する支援をさらに充実させるために、サービス対象者のスマイルファクトリーへの出席及び教育相談を促すとともに、スマイルファクトリーでの指導を通じて原籍校への出席日数増加を実現する。</p> <p>※スマイルファクトリーは小学校から高校まで（当該SIB事業が対象とする事業は小学生から中学生まで）幅広い年齢の児童・生徒を受け入れるフリースクールである。トイボックスは、スマイルファクトリーの運営と、引きこもり、LD(学習障害)、</p>	

【令和3年3月末時点】

		ADHD（注意欠陥障害）、発達障害等様々な特殊性を抱えた子供・保護者からの教育相談を行っている団体である。なお、フリースクールは一般的に集団授業が基本だが、スマイルファクトリーでは、集団授業に馴染めない子供達のために個別授業も用意している。
	成果指標	第1期：スマイルファクトリー及び原籍校の出席日数 第2期：スマイルファクトリー及び原籍校の出席日数 教育相談件数
	事業期間	第1期：平成30年9月～平成31年3月（7カ月間） 第2期：令和元年7月～令和2年3月（9カ月間・予定） 【内訳】 第1期： 事業実施：平成30年9月～平成31年1月 評価時期：平成31年2月 支払時期：平成31年3月 第2期： 事業実施：令和元年7月～令和2年1月 評価時期：令和2年2月 支払時期：令和2年3月
契約金額	総額	第1期：9,000千円 第2期：9,500千円
	最低支払額	第1期：4,000千円 【内訳】 ・平成31年3月 第2期：4,500千円 【内訳】 ・令和2年3月
	成果連動支払額	第1期：5,000千円（上限） 【内訳】 平成31年3月 第2期：5,000千円（上限） 【内訳】 令和2年3月 ・教育相談件数：1,850千円 ・出席日数：3,650千円 ※上記の上限値をともに達成した場合であっても、成果連動支

【令和3年3月末時点】

		払額の上限は5,000千円となる。
財政効果 の試算	費目	教育、医療、生涯年収、社会的サービスの観点から、不登校が継続した際に発生しうる社会的コスト
	金額	1人あたり6,450千円 ※支払額は除いていない。 ※不登校児（11歳～16歳）の生涯コスト（推計）
国の補助の活用の有無		第1期： 厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（最低支払、成果連動支払に充当） 第2期： 厚生労働省令和元年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（最低支払、成果連動支払に充当）
債務負担行為の有無		なし（単年度事業のため）
事業者選定方法		公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。
成果実績		第1期： スマイルファクトリー及び原籍校で支払条件を超える出席日数を達成した。 第2期： ・ 教育相談の対応件数（延べ件数）は合計1,004回であった。ベースライン（2016年度-2018年度 平均）と比較した達成度は70.0%となった。 ・ 児童・生徒の出席割合（原籍校+スマイルファクトリー）は35.9%であった。ベースライン（2016年度-2018年度 平均）と比較した達成度は109.4%となった。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

スマイルファクトリーは、様々な理由で学校生活への適応が難しい児童・生徒に対して、学習や生活の支援を行うことを目的に、池田市教育委員会がトイボックスに委託を行うことで平成15年9月から開始された。トイボックスは、小学校から高校まで幅広い年齢の児童・生徒を受け入れるスマイルファクトリーの運営と同時に、ひきこもり、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥障害)、発達障害等様々な特殊性を抱えた子供・保護者からの教育相談も行っている。

平成29年度に、スマイルファクトリーの事業評価を試みたいと考えたトイボックスが、

【令和3年3月末時点】

社会的インパクト評価に実績のあるソーシャルバリュージャパンに依頼し、フリースクールへの出席日数を軸として試験的に事業を評価した。その結果、池田市教育委員会も事業評価の重要性を認識した。

以上の実績を踏まえ、厚生労働省平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「平成30年度厚生労働省モデル事業」という。）に応募することになった。

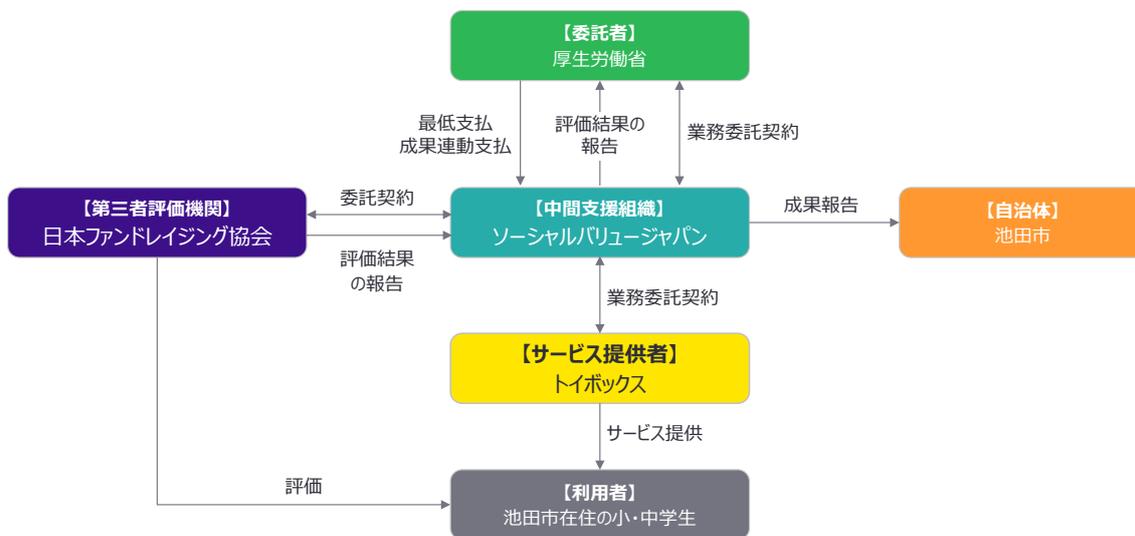
イ 体制の詳細

コンソーシアムの代表であるソーシャルバリュージャパンが厚生労働省と業務委託契約を締結しているが、事業の実施は、コンソーシアム構成員が役割分担を行っている。ソーシャルバリュージャパンは、成果指標の設定、支払条件の設定、平成30年度厚生労働省モデル事業への応募・報告、サービス提供期間中定期的に開催するコンソーシアム会議（ソーシャルバリュージャパン、トイボックス、日本ファンドレイジング協会が参加する会議）の取りまとめ等を行う。トイボックスは、ソーシャルバリュージャパンから再委託を受け、スマイルファクトリーの運営及び教育相談を行うほか、評価に使用するデータの収集も行う。日本ファンドレイジング協会はソーシャルバリュージャパンと委託契約を締結し、第三者評価機関として成果指標達成状況の評価を行う。

PFSを採用する以前は池田市がトイボックスにスマイルファクトリーの運営を委託していたが、PFSを採用して以降は支払額（最低支払額及び成果連動支払額）が池田市からではなく、厚生労働省から支払われる。

また、第1期と第2期とで異なる点は、第2期である厚生労働省令和元年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業（以下「令和元年度厚生労働省モデル事業」という。）では、事業費用をソーシャルバリュージャパンとトイボックスが自己資金で賄うことである。その理由は、出資を受けるための手続きの煩雑さやそれに係る工数と比較し、第1期で受けることができた出資規模が小さく、第2期でも外部資金を調達することは合理的でないとソーシャルバリュージャパンが判断したためである。

図表1 事業体制（第2期）



ウ 事業スケジュール

令和元年度厚生労働省モデル事業においては、令和元年6月までに、ソーシャルバリュージャパンは成果指標の設定を行い、応募準備をする。

ソーシャルバリュージャパンが厚生労働省から採択を受けて契約した後、ソーシャルバリュージャパンとトイボックスが契約を締結する。

その後令和元年7月から令和2年1月まで、トイボックスがスマイルファクトリーでの教育相談と、スマイルファクトリーの運営を行う。サービス提供期間中、トイボックスが教育相談件数のデータを収集し、それを池田市教育センターとソーシャルバリュージャパンに月次報告として提供する。ソーシャルバリュージャパンは、7月と11月にはコンソーシアム会議を開催し、事業実施状況を三者間で共有する。

令和2年2月には日本ファンドレイジング協会が評価を行い、ソーシャルバリュージャパンが開催するコンソーシアム会議の場でそれを三者間で共有する。ソーシャルバリュージャパンはその評価結果を厚生労働省に報告する。

令和2年3月にソーシャルバリュージャパンが厚生労働省から支払を受ける。

【令和3年3月末時点】

図表2 事業スケジュール

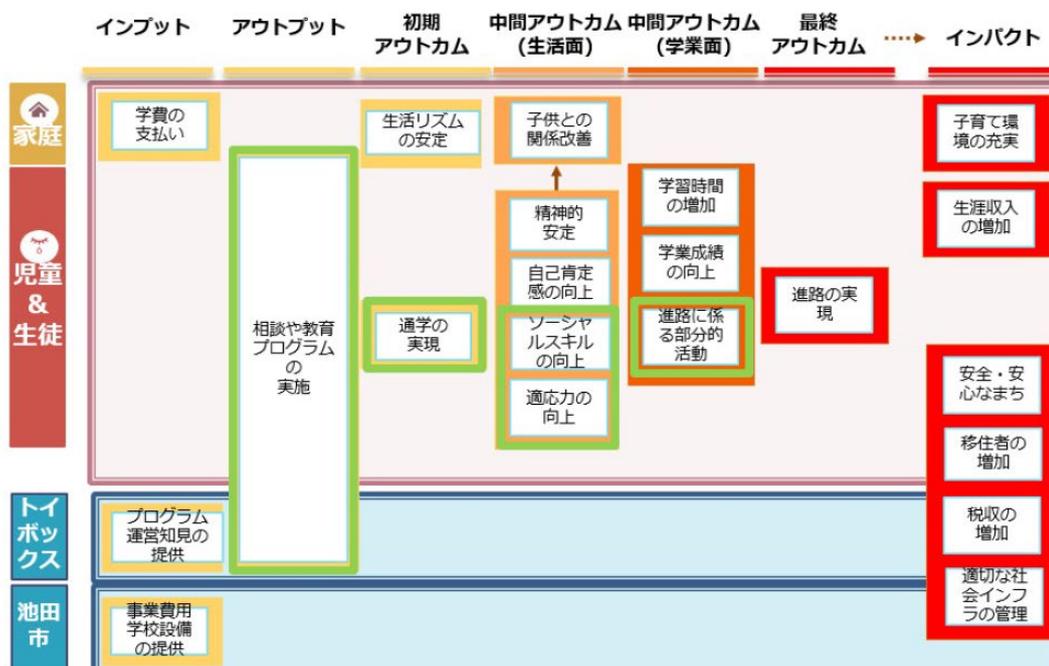
		第1期				第2期			
		平成30年度				令和元年			
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
応募準備									
応募									
契約締結									
サービス提供									
評価									
支払	最低支払								
	成果連動支払								

エ 評価手法

① ロジックモデル

ロジックモデルは平成29年度事業での検討にもとづき、図表3のように設定した。緑の枠で記した部分が本事業における評価範囲である。

図表3 ロジックモデル



(出所) ソーシャルバリュージャパン資料 (厚生労働省「平成30年度保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業の開発・普及のための環境整備事業」関連資料)

【令和3年3月末時点】

② 成果指標の設定

成果指標は、第1期では「出席日数（スマイルファクトリー及び原籍校）」であり、第2期では「教育相談件数」及び「出席日数（スマイルファクトリー及び原籍校）」の2つである。

③ 評価方法

「出席日数」は、スマイルファクトリーへの登校、原籍校への登校、池田市内への小・中学校への登校の全ての日数を含めたデータをソーシャルバリュージャパンが日本ファンドレイジング協会へ提供する。なお、原籍校及び池田市内への小・中学校への登校日数データについては、池田市教育センターを通じてソーシャルバリュージャパンが取得する。

「教育相談件数」は、ソーシャルバリュージャパンがトイボックスから受けた月次報告を日本ファンドレイジング協会に提供する。

日本ファンドレイジング協会は、上記データを基に教育相談件数及び登校日数を確認し、成果達成状況进行评估する。

評価方法は事前事後比較法¹を用いる。ただし、事前値はPFSを採用する以前の相談件数と出席割合である（本PFS事業のサービス対象者とは一致しない）。これに対して事後値は本PFS事業のサービス対象者の値である。

オ 支払条件

支払は、最低支払及び成果連動支払からなる。

第2期において成果連動支払は、成果指標である「教育相談件数」と「出席日数（スマイルファクトリー及び原籍校）」の評価結果に応じて支払う。なお、出席人数は、必要出席日数に対する出席日数の割合より算定する。

事前値に対する事後値の増減に応じて成果連動支払額が決定する。例えば、事後値が事前値と同一であれば差がゼロであり、この場合は9,000千円の支払がある。なお、第2期の厚生労働省との契約上限額は9,500千円であるため、教育相談件数と出席日数の支払基準の合計が9,500千円を超えた場合、上限の9,500千円が支払われる。

図表4 支払基準（教育相談件数）

相談総件数（8月～1月）	支払金額（千円）	事後値-事前値
1,699（上限）	3,200	+265
1,433	2,700	0

¹ 事業の実施前の値と実施後の値を比較する方法。

【令和3年3月末時点】

相談総件数（8月～1月）	支払金額（千円）	事後値-事前値
717（下限）	1,350	-717

（出所）ソーシャルバリュージャパン提供資料

図表5 支払基準（出席日数）

出席日数（8月～1月）	支払金額（千円）	事後値-事前値
35.4%（上限）	6,800	+2.6%
32.8%	6,300	0
16.4%（下限）	3,150	-16.4%

（出所）ソーシャルバリュージャパン提供資料

カ 中間支援組織の役割

中間支援組織であるソーシャルバリュージャパンは、立ち上げ期に、成果指標の設定、支払条件の設定、平成30年度及び令和元年度厚生労働省モデル事業への応募等を行い、サービス提供期にはトイボックスへの再委託、コンソーシアム全体の運営を行っている。また、トイボックスから受けた月次報告を確認してフィードバックを行うことで、サービスの品質管理の役割を担う。